

平成 19 年第4回まんのう町議会臨時会会議録(第3号)

平成19年12月21日 開 議 午前9時30分

日程第 1	議長	おはようございます。川原茂行議員より欠席の届けがありましたのでご報告いたします。只今の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
	議会事務局長	日程に、はいるに先立ちまして議会報告をいたします。事務局長 久留嶋一之君 それではご報告申し上げます。 各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。 次に、地方自治法第115条の2、及び会議規則第17条第2項の規定に基づく議案第1号に対する修正案一件を受理いたしました。 次に、会議規則第14条の規定に基づく議員提出、意見書案一件を受理いたしました。 次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。 以上4件をお手元に配布しております。以上で報告を終わります。
	議長	議会報告を終わります。
	議会運営副委員長	日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。議会運営副委員長 大西樹君 議会運営委員会のご報告を申し上げます。 12月20日午前9時30分より、第1委員会室におきまして町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、12月定例会運営について慎重に審議いたしました。その結果をご報告いたします。それでは、お手元に配布されております議事日程に第3号についてご説明を申し上げます。
		日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長 日程第2 会議録署名議員の指名 日程第3 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

	議会運営 副委員長	日程第 4	付託案件の委員長報告	教育民生常任委員長
		日程第 5	付託案件の委員長報告	建設経済常任委員長
		日程第 6	議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について この議案に対し修正案が提出されております。	
		日程第 7	議案第 2 号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
		日程第 8	議案第 3 号 まんのう町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	
		日程第 9	議案第 5 号 まんのう町営住宅条例の一部改正について	
		日程第10	議案第 7 号 まんのう町道路線認定について	
		日程第11	議案第 8 号 まんのう町道路線の変更について	
		日程第12	議案第 9 号 まんのう町道路線廃止について	
		日程第13	議案第10号 平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算（案）	
		日程第14	議案第11号 平成 1 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）	
		日程第15	議案第12号 平成 1 9 年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）	

日程第 2	議会運営 副委員長	日程第16	議案第13号 平成19年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）	
		日程第17	議案第14号 平成19年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）	
		日程第18	議案第15号 平成19年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）	
		日程第19	議案第16号 平成19年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）	
		日程第20	意見書第1号 道路特定財源諸税の暫定税率延長と地方道路整備臨時交付金制度の 継続・充実を求める意見書（案）	即決をお願いします。
		日程第21	閉会中の継続調査について	即決をお願いします。
	議長	また、まんのう町議会は委員会主義をとっておりますので委員会の尊重と充実をお願いいたしたいと思います。以上意見の一致 を見、午前10時10分に委員会を閉会いたしました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。よろしくお願いします これをもって、議会運営委員会の副委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において 9番 大西 樹君 10番 藤田 昌大君 を指名いたします。 日程第3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。		
日程第 3				

	議長 総務常任 委員長	総務常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 三好勝利君 総務常任委員会の委員長の報告を申し上げます。 去る１２月１９日午前９時３０分より、第１委員会室におきまして委員全員と、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長同席し、執行部より町長、副町長、会計管理者、総務課長、企画政策課長、商工観光課長、税務課長、琴南支所長、仲南支所長の同席のもと総務常任委員会を開催いたしました。 １２月定例会本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は議案第１号から議案第３号、議案第１０号の４案件であります。 初めに議案第１０号 平成１９年度まんのう町一般会計補正予算（案）につきまして、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より各委員会での質疑等について報告がありました。 その後、付託案件につき本会議に引き続き執行部より詳細説明を受け各委員より質疑、意見がありました。 議案第１号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正については、執行部より詳細な説明があった。委員より、宿日直手当の質疑があり、執行部より、宿日直手当の改正は字句の訂正である。また、宿日直の現状について説明がありました。 議案第１０号 平成１９年度まんのう町一般会計補正予算（案）につきましては、消防費についての質疑があり、執行部より資材購入費については現場出動のため必要なものである。また消防団員の地区別人数等の報告があり、消防団の再編、自衛消防活動助成金についての意見がありました。また、防災活動費は、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の屋外での配置場所についての質疑があり、執行部より小中学校については教育委員会と協議するとのことでした。 商工費については、執行部より商品券の一般と公費の購入比率についての報告があり、購入比率は一般５９％、公費４１％とのことでした。 付託されました案件につき、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長の報告を踏まえ、慎重に審査しまして次のとおり決定しましたので会議規則第７７条の規定によりその結果を報告します。 議案第 １号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について 全会一致可 議案第 ２号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 全会一致可 議案第 ３号 まんのう町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について 全会一致可 議案第１０号 平成１９年度まんのう町一般会計補正予算（案） 全会一致可
--	-------------------	---

総務常任 委員長	とすることで意見の一致をみました。 以上が付託案件審査の報告です。また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、午前１１時委員会を閉会しました。 以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。
議長	ただ今の委員長報告に対する質疑にはいります。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君
本屋敷議員	総務委員長に質問いたします。議案第１号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、議会初日におきまして審議される時にその前日にでた県議会の答申との差があるというのを質疑させていただきましたが、傍聴させていただいた中で、委員会の中でそういう話がでとるようになかったんですけれども質疑をされなかった理由というものを教えていただきたいなあと思います。
議長	三好勝利君
総務常任 委員長	本屋敷議員の質問にお答えします。この件につきましては以前、本議会の前に総務常任委員会閉会中の審議ということでそれとまた１２月に提案される主な内容といたしまして、この付託案件の説明いただきそこで十分に協議し、本会議に望んだわけでございますので、同じことを２へんも３べんも繰返し言うようなこともないし総務委員会としては総務委員会に付託された案件を責任をもって審査しておりますので、それに関する今の質問に対してお答えしときます。以上です。
議長	本屋敷崇君
本屋敷議員	本議会は委員会主義をとっております。そのため所轄以外の所管する以外の議案に対して概括質疑で留めているところがありますので、その中で付託する時に質疑としてでたものはですね、委員会としてそれなりの対応をしていただきたいなあと思います。これはお願いですので答弁は結構です。
議長	大西豊君
大西豊議員	あの、この問題については各市長さんも非常に頭を悩ましておるようです。県議会が４月にさかのぼらずに１２月に審議をされておるようでありまして、それで先ほど本屋敷議員が言われておったように委員会主義をとっておりますので、もう少し詳しく経過の説明をいただきたいと思います。
議長	それは総務委員長に。

日程第 4	議長 総務常任 委員長	総務委員長 報告します。同じような質問だろうと思いますが、これ提案するまでに総務委員会を先月の 12 月 19 日に前もってやっております、ごめんなさい、本会議の前に総務常任委員会を開いております。その時に説明があり県の方もその時には決まっておりますでしたけど、だいたい全県下足並みをそろえるとあくまでも人事院勧告であるということに関して過去にも昭和 50 何年に 1 回だけ全県下否決になったということを聞いております。それ以外にはないと。やはり大きな流れの中でやっていくのが妥当でないかという点で、ただ単に簡単に何も言わずにやったんじゃなくして、その辺を十分誤解しないようにこのようなことは全部議事録に残しておくように、我々総務委員会に付託された案件はさっきもいったように責任をもって審査しとんだからそういうことは、それ以上の返答はできません。以上。
	議長 加地議員	加地禎君 今、委員長が報告がありましたように総務委員会は・・・。
	議長 加地議員	加地議員に意見をいわせていただきます。加地議員は総務常任委員会に委員ですから委員長報告に対する質疑はご遠慮してほしいんです。
	議長 加地議員	本屋敷議員に対して総務委員の立場として・・・。 委員長報告やきんな。よろしくお願いします。 これをもって質疑を終了いたします。
	議長 教育民生 常任委員長	日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 藤田昌大君 教育民生常任委員会の委員長の報告を申し上げます。 去る 12 月 17 日午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして委員 7 名、執行部より町長、副町長、教育長、総務課長、住民課長、環境保全課長、福祉保険課長、健康増進課長、琴南支所長、教育次長、社会教育課長出席のもと教育民生常任委員会を開催いたしました。 12 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は議案第 11 号、議案第 12 号の 2 案件であり、本会議に引き続き執行部より詳細説明があり慎重に審査いたしました。 議案第 11 号 平成 19 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）については、委員よりマルチマーカは何かについての質疑があり、執行部よりヘルスアップ事業で使用する機器であるとの回答。また、特定健診実態調査について

日程第 5	教育民生 常任委員長	質疑があり、執行部より保険者の対象者の把握のための調査であること。さらに保険給付費の動向についての質疑があり、執行部より毎年医療技術の向上等により毎年上昇傾向にあるとのことでした。 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）については、委員より機器のリースについての質疑があり、執行部より 2 名の費用であり使用期間の関係でリースの対応がよいということでの回答でありました。 また、平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算（案）の教育民生常任委員会関係部分については民生費及び教育費で質疑を行いました。 教育民生常任委員会関係部分については、委員も理解し了解したものとし報告することで意見の一致をみました。付託されました案件について、次のとおり決定しましたので会議規則第 7 7 条第の規定によりその結果を報告します。 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）について 全会一致で可 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）について 全会一致で可 とすることで意見の一致をみました。 以上が付託案件審査の報告です。また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、午前 1 0 時 5 5 分委員会を閉会しました。 以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。
	議長	これをもって教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑にはありません。 質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。
	建設経済 常任委員長	建設経済常任委員会の付託案件について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 高尾幸男君 建設経済常任委員会の委員長の報告を申し上げます。 去る 1 2 月 1 8 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員全員と議長同席し、執行部より町長、副町長、総務課長、農林課長、建設課長、土地改良課長、水道課長、環境保全課長出席のもと建設経済常任委員会を開催いたしました。 1 2 月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は議案第 5 号、議案第 7 号から議案第 9 号、議案第 1 3 号か

	建設経済 常任委員長	ら議案第16号までの8案件であり、本会議に引き続き執行部より詳細説明があり現地調査を行い質疑、答弁がありました。 付託された案件、議案第5号については委員より文面についての質疑があり、執行部より県下統一の条例であり運用面に対応するとのことでした。 議案第7号、第8号、第9号については、詳細な現地調査を行い、委員より町道の管理についての質疑があり、執行部より今後国営公園と連携して十分な管理を行うとの報告があった。 議案第16号については、今後の渇水対策について十分な配慮を求めました。また、仲南地区の新池の現場確認を行いました。 また、平成19年度まんのう町一般会計補正予算（案）の建設経済常任委員会関係部分については衛生費、農林水産業費及び土木費の質疑を行いました。 建設経済常任委員会関係部分については、委員も理解し了解したものとし報告することで意見の一致をみました。付託されました案件について、慎重に審査を行い、次のとおり決定しましたので会議規則第77条第の規定によりその結果を報告します。 <table border="0"> <tr> <td>議案第5号</td> <td>まんのう町営住宅条例の一部改正について</td> <td>全会一致可</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>まんのう町道路線認定について</td> <td>全会一致可</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>まんのう町道路線の変更について</td> <td>全会一致可</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>まんのう町道路線廃止について</td> <td>全会一致可</td> </tr> <tr> <td>議案第13号</td> <td>平成19年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）</td> <td>全会一致可</td> </tr> <tr> <td>議案第14号</td> <td>平成19年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）</td> <td>全会一致可</td> </tr> <tr> <td>議案第15号</td> <td>平成19年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）</td> <td>全会一致可</td> </tr> <tr> <td>議案第16号</td> <td>平成19年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）</td> <td>全会一致可</td> </tr> </table> とすることで意見の一致をみました。 以上が付託案件審査の報告です。また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、午後1時55分委員会を閉会しました。以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑にはありません。 質疑はありませんか。 本屋敷崇君	議案第5号	まんのう町営住宅条例の一部改正について	全会一致可	議案第7号	まんのう町道路線認定について	全会一致可	議案第8号	まんのう町道路線の変更について	全会一致可	議案第9号	まんのう町道路線廃止について	全会一致可	議案第13号	平成19年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）	全会一致可	議案第14号	平成19年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）	全会一致可	議案第15号	平成19年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）	全会一致可	議案第16号	平成19年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）	全会一致可
議案第5号	まんのう町営住宅条例の一部改正について	全会一致可																								
議案第7号	まんのう町道路線認定について	全会一致可																								
議案第8号	まんのう町道路線の変更について	全会一致可																								
議案第9号	まんのう町道路線廃止について	全会一致可																								
議案第13号	平成19年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）	全会一致可																								
議案第14号	平成19年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）	全会一致可																								
議案第15号	平成19年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）	全会一致可																								
議案第16号	平成19年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）	全会一致可																								
	議長																									

日程第 6	本屋敷議員	農業集落排水と浄化槽整備の時にですね、町長に聞いたんですけれども精査していく必要性がありますかという質疑をさせていただきますけれども、それを受けまして今回も補正予算の中で一般会計からの繰入というかたちになっております。その中でこれから整備が増えて行く中で利用料の見直し等という話は委員会の中で出たかどうかだけお聞かせいただいたらと思います。
	議長	高尾幸男君
	建設経済 常任委員長	利用料の見直し等という質問なんですけれども、集落排水の関係ですかね。
	本屋敷議員	両方です。浄化槽整備も。
	建設経済 常任委員長	ちょっと後ほど報告します。
	本屋敷議員	委員会内でそういう話がでたかどうかだけで。
	建設経済 常任委員長	ちょっと確認してもう一度報告します。
	本屋敷議員	はい。
	議長	他に質疑はありませんか。 暫時休憩をお願いします。
		休 憩 9 時 5 8 分
		休憩を戻して会議を再開いたします。
		再 開 1 0 時 7 分
	建設経済 常任委員長	高尾幸男君 申し訳ございませんでした。先ほど本屋敷議員指摘の事項については議案第 1 4 号で効率についての質疑は行っておりますけれども、本屋敷さん指摘の件については質疑を行っておりません。以上で終わります。
	議長	これをもって質疑を終了いたします。
		日程第 6 議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
		本案に対しては、本屋敷崇君ほか 1 人からお手元に配布しております修正案が提出されております。したがってこれを本案と併せて議題し、提出者の説明を求めます。

	議長 本屋敷議員	3 番 本屋敷崇君 議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての修正動議 上記の動議を地方自治法第 1 1 5 条の 2 及びまんのう町議会会議規則第 1 7 条第 2 項の規定により、別紙の修正案をそえて提出します。 別紙 議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する修正案、議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例・附則 を次のとおり修正する。附則文中の平成 1 9 年 4 月 1 日の表記を平成 1 9 年 1 2 月 1 日に改める。 修正動議提出に関わる理由 本会議初日、本議案の上程に際し条例改正の根拠について質疑を行いました。提案者からはこの度の人事院勧告の要旨の説明に留まり、勧告の本来の目的である当地域における民間給与水準との均衡を図るという観点からの妥当性についての言明は得られなかったものと考えております。初任給を中心に若年層に限定した給料表の改定、扶養手当の月額 5 0 0 円引上げ、ボーナスの 0 . 0 5 ヶ月引き上げ、県内地域手当の支給等、本年度の人事委勧告の意図するところは理解できますが、危機的財政状況を鑑み、地域手当導入を見送り、給与改定や扶養手当引き上げについては、実施時期を 4 月 1 日に遡及せず、1 2 月 1 日に繰り下げることに香川県の見解同様、まんのう町においても、現下の状況を総合的に勘案すれば 4 月に遡って給料、手当を引上げることに町民の理解は得られないと考えます。 また、残念ながら、議案を付託された総務常任委員会では、議案修正を求める意見は出されなかったため、本条例改正後の規定の適用期日の変更を求めここに修正動議を提出いたします。 発議者 まんのう町議会議員 本屋敷崇、小亀重喜 議長 これをもって提案理由の説明を終わります。 これより修正案に対する質疑にはいります。 質疑はありませんか。 藤田昌大君 藤田議員 反対討論が先でしょ。質疑。質疑についてはですね、ここでせないかんのやなあ。質疑やったら。はい。この本会議でいましてとおり 4 月 1 日に遡ってということは、予算の執行上自治体というのは、4 月 1 日から 3 月 3 1 日までいうのがあるんですよね、そういった意味で当然遡ってするのが年度の途中で変更があるというのはおかしいので、こういう予算執行になると理解しますのでこれらについてはその辺の部分をどう考えておるのかちょっとだけ聞きたいと思います。以上です。 議長 本屋敷議員 本屋敷議員 本来、勧告事態がですね、4 月にだされるべきであろうものだと僕も考えておりますが今回 1 2 月、8 月に人事院の勧告
--	---------------------	---

本屋敷議員	がでて、それを受けての１２月での変更で４月への遡及ということですが、県議会同様ですね、今の財政状況、町の財政状況等を勘案して１２月１日からの施行は致し方ないとするけれども４月１日まで遡及するというのは町民の同意が得られないのではないかという観点から日付の改正を案としてあげさせていただきました。
議長	これをもって質疑を終了いたします。 これより討論にはいります。 まず、修正案に対する反対討論はありませんか。 大岡克三君
大岡議員	修正案に対する反対討論を行います。人事院勧告とはご存知のとおり昭和２３年に国の政令に基づきまして団体交渉権や争議権、俗にいうストライキ権などの労働基本権が制限され労使交渉で給与が決定できないため、その代償措置として今日まで公務員の利益を守る役割を担っております。これまでは旧町でも昭和５７年に改定なしの年がありましたが、労使間で大きな問題になったようであります。それ以外は人事院の勧告どおり実施されてきたと聞いております。議案第１号はここ数年来減額の勧告ばかりであったが、勧告を尊重すべきということで提案された議案で委員会で可決いたしております。今回は県以外では全市町８市９町で実施の予定であり、たとえ給与カットしている市であっても勧告どおり実施していると聞いております。このようななか本町だけが実施しないということは問題であります。又理由の中に危機的財政状況等文言がありますが本町は裕福ではありませんけれども、合併以後財政調整基金を４億円ほど積み立てている状況から考慮するとき、現時点で財政危機的状況ということは疑問があらうかと思います。町の財政を考える時若年層の６２名に限らず行財政改革に先んじて取り込む課題は山積をいたしております。すべての体系を見直すべきでもあります。そのようなことからこの修正案に反対するものであります。以上です。
議長	賛成討論 小亀重喜君
小亀議員	２番 小亀です。修正動議の発議者の１人として賛成討論を行わせていただきます。まず、論点を明確にしたいのですがこの修正動議につきましては、条例本文の改正について異議を唱え修正を加えたわけではございません。人事院勧告の趣旨を十分勘案したうえで、条例改正そのものには賛同する立場に立ちあくまでも附則にしるされた適用期日の変更を求め発議するものであります。４月１日まで遡ることが妥当なのか、若しくは６ヶ月経過した今年１２月１日を起算日とする方が妥当なのかその点に絞って判断すべきであると考えます。その判断のための材料として考慮しなければならないのは、まず職

日程第 7	議長 大西豊議員 議長	原案に対する委員長の報告は、可決であります。 原案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 大西豊君 今、議案ちょっと確認さしてもらいます。今は議案 1 号ですか、動議のほうですか。 原案の採決です。 もう 1 回復唱します。 ただ今、修正案は否決されましたので原案を起立のより採決致します。 原案に対する委員長の報告は、可決であります。 原案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。 日程第 7 議案第 2 号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了致します。 これより、議案第 2 号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 8 議案第 3 号 まんのう町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題と致します。 これより討論にはいります。
日程第 8		

	議長	討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了致します。 これより、議案第3号 まんのう町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第9		日程第9 議案第5号 まんのう町営住宅条例の一部改正についてを議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了致します。 これより、議案第5号 まんのう町営住宅条例の一部改正についてを採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第10		日程第10 議案第7号 まんのう町道路線認定についてを議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。

日程第 1 1	議長	(なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了致します。 これより、議案第 7 号 まんのう町道路線認定についてを採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 1 議案第 8 号 まんのう町道路線の変更についてを議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。
日程第 1 2		(なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了致します。 これより、議案第 8 号 まんのう町道路線の変更についてを採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 2 議案第 9 号 まんのう町道路線廃止についてを議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし)

日程第 1 3	議長	討論なしと認めます。 これをもって討論を終了致します。 これより、議案第 9 号 まんのう町道路線廃止についてを採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 3 議案第 1 0 号 平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算 (案) を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了致します。 これより、議案第 1 0 号 平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算 (案) を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 4		日程第 1 4 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 (案) を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。

日程第 1 5	議長	これをもって討論を終了致します。 これより、議案第 1 1 号 平成 1 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 6		日程第 1 5 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了致します。 これより、議案第 1 2 号 平成 1 9 年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。
		日程第 1 6 議案第 1 3 号 平成 1 9 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了致します。

日程第 1 7	議長	これより、議案第 1 3 号 平成 1 9 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 1 7 議案第 1 4 号 平成 1 9 年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了致します。 これより、議案第 1 4 号 平成 1 9 年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 （なし） 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 8		日程第 1 8 議案第 1 5 号 平成 1 9 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （なし） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了致します。 これより、議案第 1 5 号 平成 1 9 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)を採決致します。

日程第 19	議長	本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 19 議案第 16 号 平成 19 年度まんのう町水道事業会計補正予算 (案) を議題と致します。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了致します。 これより、議案第 16 号 平成 19 年度まんのう町水道事業会計補正予算 (案) を採決致します。 本案に対する委員長の報告は、可決であります。 本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。
日程第 20	高尾議員	日程第 20 意見書第 1 号 道路特定財源諸税の暫定税率延長と地方道路整備臨時交付金制度の継続・充実を求める意見書 (案) を議題と致します。 提出者から提案理由の説明を求めます。高尾幸男君 意見書第 1 号の提出する理由を申し上げます。 道路特定財源諸税の暫定税率延長と地方道路整備臨時交付金制度の継続・充実を求める意見書 (案) 上記の議案を別紙のとおりまんのう町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。平成 19 年 12 月 21 日 まんのう町議会議長 山西 毅殿 提出者 まんのう町議会議員 高尾幸男 賛成者 まんのう町議会議員 三好勝利 同じく 藤田昌大。 提出理由

	本屋敷議員 議長 三好議員 議長	反対討論をさせていただきます。１９５３年発足された道路特定財源ですけれども、１９５３年と現在の道路状況、香川県ですと道路舗装率が第１位９９．９％、道路密度でいいますと大阪、東京、愛知に続き第４位の状況にあります。そして今現在ガソリンが高騰する中、定率減税としてですね、ガソリン税ではリッターあたり２５．１円、重量税ではトンあたり３，８００円、軽油ではリッターあたり１７．１円、自動車取得税は２％の定率減税が掛けられております。香川県の場合は、先ほどの道路普及率から考えましてもこのままですね、ガソリン税が上がれば住民の公共交通が整備されている都市への人口流出が考えられます。また、物流からみて地方都市にある香川県から首都圏に移動するのもガソリンが上がると運搬賃も上がる予想から収入が減ることも予想されます。また、これから人口減少考えると道路整備を促進することによる負担を次世代に課すことになるのではないかと考えられます。以上のことから特定暫定税率は廃止すべきものだと僕は考えております。なお、この道路特定財源も公共交通の構築であつたり次世代エネルギーの開発であつたり、そういう目的税のために本来は使われるべきではないかと思ひまして今回意見書には反対させていただきます。 賛成討論。 三好勝利君 今、本屋敷議員から説明がありましてけれど、それはわからんでもないですけどまだまだ一部においては、まだどうだろうかなあというような道路もできておりますし、通学路の安全確保もまだ十分出来ておりません。そういう中で我々が通ってみるのに町一級道路はまあまあとしながらも、地方におりてきますとまだまだ不備な点がございます。そういう中で我々としても以前にも大きな県道の改修に関わってきましたけど、例えば坂出まで通勤するのに片道４０分、５０分とかかっておりました。それを整備することによって１０分、２０分と短縮されるわけです。片道で１０分往復で２０分短縮、それを５年、１０年とするとどれくらいの経費に関わってくるか。それからガソリンの消費量というのはやはり道路を整備することによって、相当生活は助かるわけですのでまあ一概に道路を作ったら悪い。それで一般に言われるように公共投資をやれば何か泥棒に物を取られたように言い方をするような世の中のわからんような人間がおりますけれども、やはりこれは環境整備と、道路整備をすることによって生活に対する物凄く私は利益があると思ひますし、特に田舎においてはまだまだ整備は残っております。そういう点で道路財源はやはりやっていただくのが当然でないかなあと思って意見者に賛同したわけでございますのでよろしくお願いいたします。 これをもって討論を終了いたします。 これより、意見書第１号 道路特定財源諸税の暫定税率延長と地方道路整備臨時交付金制度の継続・充実を求める意見書（案）
--	--	--

日程第 21	議長	の件を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 21 閉会中の継続調査についてを議題といたします。 本件は総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査についてそれぞれ委員長より申し出がありました。 お諮りします。 各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 各委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。 以上をもって本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。 これにて平成 19 年第 4 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。
	閉会	閉 会 10 時 45 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年12月21日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--